## 平成28年度第1回政治資金適正化委員会

## (開催要領)

- 1. 開催日時: 平成28年6月6日(月) 13時20分~14時00分
- 2. 場 所:総務省 第4特別会議室
- 3. 出席委員: 伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

## (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)について
- (2) 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について
- (3) 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (5) その他
- 3. 閉 会

## (配付資料)

- 資料1 平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)
- 資料 2 平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度における政治資金適正化委員会の活動状況
- 資料3 政治資金監査に関するQ&Aの追加について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A-1 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況
- 資料A-2 平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況 (主な審議事項等別)
- 資料A-3 政治資金適正化委員会(第3期)における取組状況等についての取りまとめの検討に係るスケジュール(案)
- 資料A-4 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」 (平成26年3月)の概要及びその後の状況

資料B 国会議員関係政治団体に係る支出の取扱いについて

資料C フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧(平成28年度6~8月分)

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、早いですけれども、全員おそろいですので、ただいまから 平成28年度第1回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれまして は、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、まず、事務局より人事異動の挨拶がありますので、お願いいたします。

【今長参事官】 4月1日付で着任いたしました、参事官の今長岳志でございます。微力ながら事務局長を全力で補佐してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【濱田支出情報開示室長】 同じく4月1日付で着任をいたしました、支出情報開示室 長の濱田厚史でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

【伊藤委員長】 次に、平成27年度第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に 管理していただきたいと思います。

また、平成27年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)について」の説明を事務局にお願いします。

【今長参事官】 それでは、私の方から御説明させていただきます。議題1でございますが、資料1の方を御覧になってください。平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項(案)でございます。

まず、1番、政治資金監査の質の向上についてでありますが、監査人への注意喚起によりまして、監査の適確な実施を図るということを目的にして、昨年12月と今年1月に平成26年分の政治資金監査について、19件の収支報告書上の金額の不整合について、1

7名の監査人に対し指導・助言を行いました。平成28年度も継続して行うこととしておりまして、審議スケジュールといたしましては、12月に各選管等から報告があることから、その前の10月の委員会で取組の方針についての確認を御審議いただき、12月の委員会で個別の指導・助言の対象及び今後の対応を審議していただきたいと考えております。

次に、フォローアップ研修の関係でございますけれども、本年度も計17回実施する予定でございます。審議スケジュールとしてはこの11月までフォローアップ研修を実施する予定でございまして、その実施状況を踏まえて12月の委員会から来年3月の最後の委員会にかけて、来年度の研修内容等を御検討いただきたいと考えております。

その資料の裏に行っていただきまして、3番、政治資金適正化委員会(第3期)における取組状況等の取りまとめについてでございます。委員の皆様の任期が今年度が最終年度となっておりますので、現在の実施状況等を踏まえ第3期の当委員会の取組状況の取りまとめについて、御検討いただきたいと考えております。この取りまとめの趣旨については、お手元に第2期の取りまとめがあると思います。その概要ペーパーの1番、資料1-1の趣旨のところでございますけれども、3番目の・にありますとおり、これまでの取組や検討の状況、今後取り組むべき課題等の検討の方向性について、総括的に取りまとめを行い、国民に明らかにするとともに今後の委員会の検討に資することとしたいということで取りまとめられたものです。第3期委員会においても、現在の当委員会の取組状況を踏まえ、取りまとめについてこの1年をかけて御検討いただきたいと考えております。

4のその他としては、例年行っている監査人等からの質疑に対する当委員会の見解等を 検討するものでございます。

資料1については以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。それでは、本議題については、了承いただいたということで次にまいります。

第2の議題といたしまして、「平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について」の説明を事務局にお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、取りまとめを行うに当たりまして、平成26年度、平成27年度の活動状況等について、御説明いたします。

資料としては資料の2、並びに委員限りの資料A-1及びA-2が平成26年度、平成27年度の活動状況でございます。資料2とA-1が縦書きで時系列に記してあるもの。

それから、資料A-2が縦横の表ということになっておりますので、後ほどこれはこれで 御説明させていただきたいと思います。

それから、資料A-3が取りまとめの検討に係るスケジュール案、資料A-4が第2期 取りまとめの概要とその後の状況でございます。

では、平成26年度、平成27年度の活動状況について、A4横の資料A-2、これが 縦軸に時系列、それから横軸に主な審議事項というところでまとめておりますので、これ で御説明させていただきたいと思います。

第3期の委員会では、一番左の欄の個別の指導・助言関係、これを中心に御議論いただいたところでございます。この欄を縦に御説明してまいりますけれども、平成26年度の第2回から第4回にかけまして、個別の指導・助言の具体化の検討を行い、第5回の委員会で取組内容を決定しております。これに基づき平成26年中に監査人と各選管に通知を行い、平成27年1月から始まる平成26年分の政治資金監査から実施しております。

次のページをお開きいただき、各選管等に収支報告書等の要旨公表の期限が平成27年 11月末日であることから、それに先立つ10月6日の第3回委員会で選管等からの報告 状況に係る資料イメージ等の検討を行い、12月上旬の報告後、第4回及び第5回の委員 会で個別の指導・助言についての審議をしていただいております。

1ページに戻っていただきまして、その次の欄のQ&A・政治資金監査マニュアルの改定等の関係でございますが、これは平成26年度は第6回から始まりまして、平成27年度の第4回委員会にかけまして、Q&Aの追加や改定を御審議いただき平成27年度の第5回、第6回で政治資金監査マニュアルの改定内容を検討していただいております。そして、3月の第6回でマニュアルの改定を行っております。

登録・研修関係、調査関係、その他につきましては、例年のサイクルですので説明は割 愛させていただきます。

続きまして、資料A-3、A4の縦書き1枚ものでございますけれども、取りまとめの検討に係るスケジュール案でございます。本日の御議論を踏まえ、今後、第3期の委員会の取りまとめを行っていく場合には、以下のようなスケジュールで進めていってはどうかというものでございます。8月の第2回では、取りまとめに向けた今後の審議事項として、その対象とする項目の検討を行い、個別の項目を10月の第3回までに行った後、12月の第4回でたたき台を御議論いただき、来年2月の第5回で取りまとめ案を御検討いただき、3月の第6回で決定いただきたいと考えております。

続きまして、資料A-4、平成26年3月の第2期委員会の取りまとめの概要とその後の状況について、御説明させていただきます。

資料の構成としては、項目は第2期の取りまとめの項目ごとに点線がございますけれども、その枠内が概要でございまして、第2期取りまとめのポイントを記載しております。 点線枠外のゴシック体の文字がその後の状況として、平成26年度及び平成27年度に取り組んだ内容の記述としております。

まず、1、登録政治資金監査人の登録及び研修等でございますが、取りまとめのポイントでは、政治資金監査制度を安定的に運用していくための登録者数は、当面十分確保されていること等から、登録時研修の着実な実施や未受講者への研修受講の啓発を行うということが記されております。

(2) 政治資金監査の適正の確保の推進については、政治資金監査マニュアルの改定や フォローアップ研修の実施などを書いております。

それに対しまして、枠外の平成26年度及び平成27年度の取組でございますが、3ページの前半までそのことを書いておりますけれども、概略としては、登録時研修、フォローアップ研修などを実施してきたこと、それから、マニュアルや研修テキスト、Q&Aの改定を行ってきたことなどを記しております。

3ページでございます。2の政治資金監査に関する具体的な指針でございますけれども、ポイントにおいて平成25年6月のマニュアル改定と、その周知を記載しておりまして、枠外の平成26年度、平成27年度の取組については、まず、フォローアップ研修における内容周知でございますとか、平成28年3月に行ったマニュアル改定を記しております。次のページに行っていただきまして、大きな3、政治資金監査の質の向上についてでございますけれども、今回、第3期委員会の取りまとめの中心項目になると思っております。第2期取りまとめのポイントでは、個別の指導・助言の基本的なスキームを記しておりましたが具体の検討は第3期の委員会に委ねられたところでございます。

枠外の平成26年度及び平成27年度の取組について、まず、(1)フォローアップ研修については、先ほど説明させていただいたことと、それから、5ページの②でございますけれども、公認会計士協会及び各税理士会の集合研修、対象研修として認められていることなどを記しております。

続きまして、(2)個別の指導及び助言についてでございますが、①で10項目の確認項目を設定し、各選管等から報告のあった監査人に対して、個別に指導・助言を行う取組を

平成26年分の収支報告書に係るものから行うことを決定し、②でその結果といたしまして、表のイのところにございますけれども、収支報告上に金額の不整合があるとして、19件17名の監査人に委員会から指導・助言文書を送付したところでございます。

③でございますけれども、平成27年分の収支報告書に係る政治資金監査について、平成26年分の確認項目のほかに、収支報告書の金額と領収書等との写しの金額の不整合があったとの報告を受けた場合には、原則として指導・助言の対象とするということを決定しています。

続きまして、6ページの4、政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項でございますけれども、6ページから9ページまで、(1)から(8)の8項目がございますけれども、第2期委員会までに方向性を出されていて、第3期でも状況変化がないと考えられるものも多くございます。

まず、(1)、領収書等の必要記載事項でございますが、①で領収書等の必要記載事項として、法律上、氏名、住所を加えるということにつきましては、商取引の実態や不備のある領収書等の増加につながりかねないことから、支出の事実を証明する書類により確認を行うという取扱いを引き続き継続することが適当としておりまして、②の支出の目的の記載に欠ける領収書等については、請求書等補完的に確認できる書面と合わせて支出を証すべき書面として取り扱うことができるとする、いわゆる併せ技の運用を続けることが適当としております。

- (2)、会計帳簿への支出先住所の記載の①の住所を記載することが極めて困難な場合の 対応につきましては、記載された住所が団体の主たる事務所の所在地か否かにかかわらず、 いずれかの住所が記載されていれば、記載不備とは扱わないというこれまでの運用による ことが適当とされております。
- ②、会計帳簿への住所の記載、支出先住所の記載でありますけれども、会計帳簿への住所の記載義務を課さないようにする制度改正については、全ての政治団体に影響する大きな課題であり、今後も検討していくべき課題とされておりますが、実質的な負担は総務省の会計帳簿等作成ソフトの利用により軽減されていると考えられることから、当面はこのソフトの一層の普及促進を図ることが適当とされております。

③のオンラインシステムについては、総務省や関係士業団体と連携して、利用促進に向けた取組を行っていくことが適当とされております。

続きまして、7ページの(3)、金銭を伴わない収入又は支出の記載方法ですが、会計帳

簿や収支報告書において、金銭を伴うものとそうでないものを記載欄で分ける等の様式の 見直しにつきましては、かえってわかりにくいものとなる可能性や全ての政治団体に影響 が及ぶなどの論点について考慮の上、より適当な方法がないか見直しの必要性について、 さらなる検討が必要とされております。

- (4)、前払式証票・後払式証票・クレジットカードによる支出の記載方法のところで、その一部で既に簡易な記載方法が一定の定着を見ているところですが、金銭の支払いを伴う支出と前払式証票等の利用による支出の記載欄を分ける等の現行の取扱いを見直すことにもましては、当面はその利用状況をにらみながら、企業会計方式を求める意見があることにも配慮して、今後必要に応じて検討とされております。
- (5)、政治資金監査を受けた収支報告書の訂正については、その手続きについて、さらなる周知を図ること、それから、(6)、収支報告書に記載すべき支出の区分については、①の個別の支出の分類でわかりにくい部分があるという指摘に対しては、当委員会の見解を示す等の対応、それから②の支出項目の区分を見直すべきという意見に対しては、直ちにそれを見直すべきとは言えず、さらに注視していくことが適当としております。

それから、8ページでございますけれども、(7)、業務制限の範囲の中では、その下に出ております①から⑨の場合を具体的に検討いたしましたが、⑨の下にございますとおり、監査制度の基本的な性格を踏まえると、というところでございますが、いずれの監査人が行うかによって、その業務内容は左右されるべきではないので、業務制限の強化の必要性はないという議論の一方で、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭することへの配慮も必要という基本的な考え方を踏まえ、①でございますけれども、制度的な対応が必要、②については当面は状況を注視し、今後必要に応じて、さらなる検討を行うことが適当、③から⑤については、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、監査人の慎重な判断を促すことが適当、⑥から⑨については、基本的に対象とする必要なしとされております。

(8)、年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査については、平成25年6月にマニュアル改定を行い、今後とも周知に努めていくとされています。

次に、枠外の平成26年度と平成27年度の取組について、説明いたします。

9ページの(1)、会計帳簿・収支報告書ソフト・オンラインシステム等については、① では、この総務省ソフトの活用につきましては、フォローアップ研修において監査人に紹 介するとともに、政治団体の会計責任者にアドバイスするよう依頼したこと、②ではシステム改修により、領収書等の写しについて、PDFによるオンライン提出が可能となったこと。電子署名の手段として、税理士用電子証明書も利用できることとなったこと、その手続をフォローアップ研修において、周知予定であることなどを記載しております。

(2)、収支報告書の訂正に係る手続きについては、フォローアップ研修等を通じて周知を図ったこと、(3) の業務制限については、8ページの(7)、業務制限の中で①については制度的な対応が必要とされていたところですが、平成26年度の第6回委員会で所管庁に対して対応を要請し、この要請を受けまして平成27年10月13日に政治資金規正法施行規則の改正が行われ、本年1月1日に施行されまして、3月にマニュアルや研修テキスト等へも反映したことを記述しております。

資料A-4の説明は以上でございます。これらの内容を踏まえ、取りまとめに向けた今後の取組の方向性等について、委員の皆様からの御意見、御議論をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【田中委員】 前回の取りまとめを受けて、これまでさまざまな対応をとられて、ここに書いてあるわけですが、特にこの部分がもう少し足りないとか、残された課題となっている、そういうテーマは何かあるのですか。

【今長参事官】 今のところ我々といたしましては、冒頭説明いたしましたとおり、大体第2期までで方向性は出ているのかなというふうに思っておりまして、第3期の中でそういった状況変化というのも、今のところ生じていないのではないかというふうに考えております。

【田中委員】 つまり、前回の取りまとめで幾つか指摘された点は、大体対応している ということですね。

【今長参事官】 そうですね。もういろいろさらなる検討とかいうのもございますけれども、第2期の検討よりも特に状況として変わったことはないと、今のところの判断をしておるところでございます。

【加松事務局長】 1点、ちょっと追加的に。第2期の取りまとめのときで、一つ大きなのが個別の指導・助言の関係がありまして、これは大まかなフレームだけを第2期の取りまとめでは示して、これを具体的に実施することが適当というふうに取りまとめいただ

いたものですから、これを第3期でこちらの委員会の方に、何度もお諮りいたしまして、 それで具体的な対象ですとか、あるいは実施方法などを突っ込んで御検討いただきました。 それを第3期取りまとめでは、その関係の取組の過程ですとか、実際、また12月に報告 が来ますので、それを見てどういうふうに取り組んでいくかとか、そのあたりが一つ御議 論いただくようなことになるのではないかなと思っています。

あと、4番の収支報告公開に関し検討すべき事項は、先ほど参事官が申し上げましたように、一応、制度的な対応としては、業務制限につきまして、自分で監査する場合には、自己監査は対象外というような規則改正をいたしました。そのほかは、御覧いただきましたとおり諸事情を見るといろいろな課題がありますので、ここのところはそういうことかなというふうに思っているところでございます。

【伊藤委員長】 ほかにどうでしょうか。

この議題につきましては、本年度末までに第3期の取りまとめを行っていくこととし、 今後も議論を進めていくということでよろしいでしょうか。

(「はい、結構です」の声あり)

【伊藤委員長】 では、次の第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「国会議員関係政治団体に係る支出の取扱いについて」の説明を事務局にお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、資料Bの国会議員関係政治団体に係る支出の取扱いについてという資料を御説明させていただきます。

前回の委員会で、政治資金規正法の考え方と実際の会計処理の考え方が異なるとの御意 見をいただき、整理させていただいたところでございます。

まず、基本的な考え方ですが、四角で囲った検討する事例の下にあります、政治資金規正法ではという段落があると思うのですけれども、この段落の2段目、このため以降のところですが、政治資金規正法では、ある支出が政治団体の支出であれば、当該支出の事実が生じた年月日を会計帳簿に記載する必要がございますけれども、政治団体の支出であるかどうかにつきましては、当該支出に関する事実関係に即して判断し、計上するというのが基本的な考えです。

その上で、一般的な事例として、事例(1)、(2)を挙げております。(1)は政治団体 Aの職員Bが業者Cにコピー用紙代の立替払いを行う場合、その裏のページ(2)は外部 の講師Bが航空券を業者Cに対して支払った代金を、AがBに支払う場合でございます。

事例(1)に戻っていただきまして、この場合、1月6日に政治団体Aの事務職員Bが

業者Cからコピー用紙を購入して、代金5,000円を立替払いし、1月10日に政治団体 Aが事務職員Bに、その立替分を支払った場合でありまして、下の括弧書きの想定される 計上方法等にございますけれども、①でコピー用紙代の精算は政治団体Aの内部の事務処理と考えられることから、支出の相手方は事務職員Bではなく、コピー用紙を購入した相手方であるCを記載し、年月日については事務職員Bが立替払いをした1月6日を記載するということになります。

それから、その裏のページ、事例(2)の場合でございますけれども、政治団体Aが外部講師Bに講演依頼をして、この外部講師Bが業者Cから1月6日に航空券を購入し、1月10日に政治団体がその分の代金をBに支払った場合でございます。この場合は、政治団体Aとしての支出は、外部講師Bへの支払いであると考えられることから、1月10日のBの支払いが計上されることになって、支出を受けた者もB、領収書もBから徴したものということになります。

しかしながら、この2つについては、一般的な事例として掲げておるところでございますが、冒頭申しましたとおり、具体的な事例で政治団体の支出であるかどうかにつきましては、当該支出に関する事実関係に即して判断し計上するというのが基本的な考えでございますので、事例(2)の場合などには、事実関係に即して判断するということになります。

次のページの(参考1)の企業会計上の取扱いでは、団体から実際に現金が支出された 1月10日を記載するという点が、特に最初のページの事例(1)というところの取扱い とは異なってくることになります。

この点については、誤りやすいと考えられることから、フォローアップ研修におきましてQ&AのV-45の関連で、監査人の方々に注意喚起してまいりたいと考えております。 資料Bの説明につきましては、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件について、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【日出委員】 すみません、確認ですけれども、このBの1ページの事例の(1)の表の形ですけれども、これは、あくまで団体Aと団体Aの事務職員という例示になっていますよね。結論から言うと、Bが仮に団体とは関係のない方がたまたまやった場合は、あくまでBから領収書をもらうということで、Bに出した日付で支出をすればいいというふうなことでよろしいんですよね。確認としては。

【今長参事官】 はい。そこの原則は事例(2)という形。

【日出委員】 事例(2)と同じような考え方で。

【今長参事官】 はい。ただ、立替払いで代理権等ある場合もあるので、事例(1)となる場合も、それぞれのケースによっては考えられ得ると。ケースとしては少ないとは思いますけれども、その辺は今後、事例によって変わってくるかなというふうには思っています。

【伊藤委員長】 これにつきましては、よろしいでしょうか。

【小見山委員】 ごめんなさい。これはこれでよろしいのですけれども、これを監査人の人たちへの、例えば、御説明とかいうことについては、いかがお考えでいらっしゃいますか。

【今長参事官】 今、実はQ&Aの方に、似たような、特に事例(1)の場合が企業の場合と取扱いが違ってくると思うんですけれども、今、お手元、そちらの新しいテキストの下の方に、すみません、Q&Aがその次の次にあると思います。Q&Aの……。

【加松事務局長】 32ページ。

【今長参事官】 すみません、32ページのV-45というところですね。そこに資金前渡し及び立替払いによる物品購入というところで、既存のQ&Aでございますけれども、ここを説明するときに、通常の企業会計とは違いますよということを強調するような形で御説明させていただこうと考えております。

【小見山委員】 そうですね。そうしてください。このときには、もちろん日付と金額ということを、具体例をもって、ちょっと話していただくんですね。

【今長参事官】 そうですね。

【田中委員】 念のための確認です。これは立替払いの話と書いてあるのですが、先払いでも同じことという理解でよいのですか。

【今長参事官】 はい、さようでございます。

【田中委員】 要は、お金の支払いの形の話であって、先か前かという話ではないということですか。

【今長参事官】 はい。

【伊藤委員長】 では、よろしいでしょうか。

では、次のその他の議題といたしまして、「フォローアップ研修参加申込者からの質問等 一覧(平成28年度6月から8月分)」の説明を事務局にお願いします。 【今長参事官】 それでは、資料Cを御覧になっていただければと思います。フォローアップ研修参加申込者からの質問等一覧という資料でございます。

これは、6月から8月までの分でございますけれども、その期間に開催されるフォローアップ研修の参加申込者から事前に受け付けた質問の回答案として作成したものでございます。9月以降の分については、また次回の委員会で御説明させていただければと思います。

まず、1番、6月17日の岡山分でございますけれども、普通預金通帳に払出記帳されている支出があるが、会計帳簿にも収支報告書にも記載がない支出は、監査対象外かどうかについての質問でございます。回答といたしましては、普通預金通帳は政治資金監査の対象書類ではないということから、監査対象書類で記載されていないような外形的に確認できない支出については、発見することまでは求められていないということでお答えしたいと思います。

それから、2番、7月8日盛岡の分でございますけれども、1番、2番がございまして、1は会計帳簿の原本等が存在しないため、エクセルデータのみでの監査が可能か。2番でございますけれども、ヒアリングの対応が事務代行者のみで可能かというものでございます。1については、政治資金規正法上、会計帳簿等については紙ベースのものを保存しなければならないとされていることから、紙ベースの現物を確認する必要があると。2については、ヒアリングは、原則として、会計責任者に対して行わなければならないと回答したいと思います。

次のページを開いていただきまして、3番、7月20日のさいたまでございますけれども、1番、2番がございまして、監査は毎年行われているのに、なぜ政治資金に係る問題が多いのか。2番では、法律の見直しが不可欠ではないかという質問ですけれども、政治資金監査の基本的な仕組みについて述べ、まずは国会において議論いただくべき問題と解答したいと思います。

4番、同様にさいたまでございますけれども、3つ質問がございまして、監査の担当の 定期的なローテーション、それから2番が複数の監査人による監査の可否、3番が不適当 支出のチェックシートの作成の提案でございます。1番、担当の定期的なローテーション につきましては、先ほど御説明しました第2期委員会の取りまとめの業務制限の②に係る 記述を述べ、当面状況を注視し、必要に応じてさらなる検討をしたいと答えたいと思いま す。2につきましては、複数の監査人による監査は差し支えないこと、また、3につきま しては、政治資金監査は政治資金の使途の妥当性を評価するものではないということをお答えしたいと思っております。

それから、3ページの5、名古屋でございますけれども、公選法の関係で制約のある香 典の支出の件が、監査業務の範囲内かどうかを尋ねるものでございます。マニュアルで示 しておりますヒアリングは、会計責任者側に確認を求めたり、注意喚起をしていただくた めのものでございますので、香典支出の適法性自身が政治資金監査の対象ではないとお答 えしたいと思います。

資料Cの説明は、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見はございますでしょうか。 本議題につきましては、了承をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第3の議題としまして、「政治資金監査に関するQ&Aの追加について」の説明を事務局にお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、資料3、政治資金監査に関するQ&Aの追加についての御説明でございます。

これは、4月下旬に各委員に御説明をいたしまして、ご了解をいただいたことのご報告になりますが、4月14日、16日に発生した熊本地震に対する対応でございます。

資料3は、ちょっと2ページめくっていただきまして、参考の方にございます平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令でございますが、これが4月28日に閣議決定され、5月2日付で公布、施行されました。そして、この関係でございますが、第4条(免責期限)でございますけれども、特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成28年7月29日とされております。

1ページ戻っていただきまして、同日 5 月 2 日付で政治資金課から通知を出しておりまして、当事務局でも資料 3 のとおりの Q & A 、 VII -1 2 でございますけれども、 Q & A を 追加し、ホームページで公表するとともに、政治資金課の通知とあわせて、熊本県選挙管理委員会事務局に送っているところでございます。

資料3の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ発言 してください。

【大竹委員】 この関係で、関係書類は滅失したかどうかについては、あくまで当該政

治団体からの申し出によって処理するという形ですね。

【今長参事官】 はい。さようでございます。

【伊藤委員長】 現実的には、何かそういうような話があるんですか。

【今長参事官】 今のところ、問い合わせ等については、私どもに来ておりませんし、 政治資金課の方でも特に。

【森政治資金課長】 はい。ただ、特定災害という非常に大規模な災害でございますので、これは、東日本のときは、現に例がございまして、現にされていたということもございますので、今回もそういうことがあったときのためにということで、準備をしておるものでございます。

【伊藤委員長】 これにつきましては、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 それでは、第4の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者 数及び研修等についての説明を事務局にお願いいたします。

【今長参事官】 それでは、資料4について御説明させていただきます。政治資金監査 人の登録者数及び研修等の実施状況でございます。

1番、まず、政治資金監査人の登録者数でございますけれども、3月の平成27年度第6回の委員会、3月25日以降の変更点でございますけれども、一番下、登録者数の合計を御覧になっていただきますと、登録者数合計が5月27日時点で4,723名となっております。前回よりも32名の増となっておりまして、新規登録者数が48名、抹消者数が16名、差し引き32名の増となっておりまして、内訳としては、弁護士の方が2名増、公認会計士の方が4名増、税理士の方が16名増でございました。

それから、2ページ、2の研修の実施状況でございますけれども、5月27日現在の数字で、上の2番の登録時研修でございますが、一番上、平成28年4月分が9名、5月分が9名ということで、現在のところ、平成28年度合計で18名となっております。

これまでの合計では、総計のところに書いておりますとおり、4,930名となっております。

それから、3、4のフォローアップ研修の方でございますが、平成28年度は、再来週6月17日の岡山から実施予定となっておりますので、前回ご報告した数字と同じでございます。

資料4の説明は、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ発言 してください。

よろしいでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【今長参事官】 それでは、私の方から本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料、資料 1 、2 、3 、4 につきましても、その場で配布する予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に6月7日火曜日、 明日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【今長参事官】 次回の委員会についてでございますけれども、日程調整をさせていただきました結果、8月9日火曜日の午前10時半より開催させていただきたいと思います。 詳細はまた、後日文書にて御連絡させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 本日は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。